

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市計画相談支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました草津市計画相談支援事業費補助金については、草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので、同条の規定により通知します。

記

1	補助基本額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	確定額	金	円

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地
法人名
事業所名
代表者名 印

草津市計画相談支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった草津市計画相談支援事業費補助金を交付されるよう、草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

金 _____ 円

(振込先)

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義(カタカナ)			

(添付書類)

草津市計画相談支援事業費補助金交付決定通知書の写し

様式第11号(第10条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市計画相談支援事業費補助金交付決定取消決定通知書

年 月 日付けで交付決定のありました草津市計画相談支援事業費補助金については、草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

交付決定金額	円
取消金額	円
取消をした理由	

様式第12号(第10条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市計画相談支援事業費補助金返還請求書

年 月 日付けで交付決定取消のありました草津市計画相談支援事業費補助金については、草津市計画相談支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

(令和5年4月1日揭示済み)

草津市告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の37の規定により次の者を指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

事業者の名称および所在地	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
特定非営利活動法人 草津市中心身障害児者 連絡協議会 滋賀県草津市大路2 丁目3-11	ほっとココ 滋賀県草津市西渋川 2丁目9-38 渋川 福祉センター2階	令和5年 4月1日	指定特定相談支援 指定障害児相談支 援	特定無し	指定特定相談支援事業所 2530600184 指定障害児相談支援事業 所 2570600508

(令和5年4月1日掲示済み)

草津市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名称 株式会社滋賀ディーシーカード
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号
- (2) 名称 株式会社しがぎんジェーシービー
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル3階
- (3) 名称 株式会社トラストバンク
所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- (4) 名称 SBペイメントサービス株式会社
所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

- (5) 名称 PayPay株式会社
所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3
- (6) 名称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
所在地 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階
- (7) 名称 楽天グループ株式会社
所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリームゾンハウス
- (8) 名称 株式会社アイモバイル
所在地 東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階

- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年4月1日掲示済み)

草津市告示第132号

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱（平成25年草津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「当該補助金の補助対象経費について、当該補助金以外の収入」を「補助対象経費に対する他の補助金等の収入」に改め、「控除するものとする。」の右に「また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。」を加える。

第5条を第6条とする。

第4条中第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加え、同条を第5条とする。

- (3) 補助対象経費の積算内訳が確認できる書類
- (4) 補助金精算書（別記様式第2号）
- (5) 職員の雇用形態および勤務体制の実績が確認できる書類

第3条の次に次の1条を加える。

（補助金等交付申請書の添付書類等）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項に定める書類の他、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の積算内訳が確認できる書類
- (2) 補助金所要額調査（別記様式第1号）
- (3) 職員の雇用形態および勤務体制の計画が確認できる書類

別表中

「 (1) 看護師の配置に要する費用 」を

「 (1) 看護師の配置に要する費用 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（令和3年厚生労働省告示第87号）に規定する、常勤

看護職員等配置加算Ⅲの基準を超えて医療的ケア等の特別な支援を必要とする重症心身障害者に対して、看護師を配置するために必要な額。（ただし、対象となる看護師については常勤換算方法で4人目以降からとし、1人未満の端数が出る場合は、切り捨てるものとする）。

」に、 「 (3) 調理員の配置に要する費用 」を

「 (3) 調理員の配置に要する費用 総事業費から、他の補助金等の収入を差し引いた額と、調理員の配置に伴う委託費の3分の1の額を比べて低い額。

」に 改める。

付則の次に次の2様式を加える。

補助金所要額調査

区 分	区 分	補助金所要額調査			
		総事業費	他の補助金等収入額	差引額	補助基準額
区 分	区 分	総事業費	他の補助金等収入額	差引額	補助基準額
看護師配置のための費用	看護師配置のための費用				
リハビリテーションに係る医師、理学療法士、作業療法士または心理士の配置に要する費用	リハビリテーションに係る医師、理学療法士、作業療法士または心理士の配置に要する費用				
調理員の配置に要する費用	調理員の配置に要する費用				
利用者の送迎に要する費用	利用者の送迎に要する費用				
合 計	合 計				

(単位:円)

別記様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5系関係)

補助金種別表

区 分	総事業費 A	他の補助金等 収入額 B	差 引 額 C=(A-B)	補助基礎額 D	既交付決定額 E	補助金 受入済額 F	差引 過不足額 G=(E-F)	備 考
看護師配属のための費用								
リハビリテーションに専ら従事する医師、理学療法士、作業療法士または心理士の配属に要する費用								
調理員の配属に要する費用								
利用者の送迎に要する費用								
合 計								

付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(検討)
- この要綱の施行後、定期的または臨時的に重症心身障害者通所施設の運営状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(令和5年4月1日揭示済み)

草津市告示第133号

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱(平成27年草津市告示第180号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中

- ④特別な配慮が必要な児童への支援について
- ⑤事故防止・安全対策について

- ④障害のある児童、特に配慮を必要とする児童への支援について
- ⑤衛生管理・安全対策(事故、防災、防犯、来所・帰宅時 等)について

- ⑫防災・防犯等に関する訓練の実施について

- ⑫感染症、防災、防犯等に関する訓練の実施について
- ⑬資質向上、人権擁護・虐待防止、感染症・食中毒等に関する研修の実施について

- ⑭安全計画の策定等について

- 施設の維持管理等(季節要因も考慮したものを記述すること)

草津市告示135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 名称 株式会社滋賀ディーシーカード
 - (2) 所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル2階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入市県民税（普通徴収）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（令和5年4月1日掲示済み）

草津市告示136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 名称 株式会社しがぎんジェーシービー
 - (2) 所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル3階
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入市県民税（普通徴収）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（令和5年4月1日掲示済み）

草津市告示第137号

令和5年度草津市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和5年度草津市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第7条第3項の規定に基づき告示する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

（令和5年4月1日掲示済み）

草津市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和4年草津市告示第125号により告示した事項に変更があったので、同条第10項後段の規定により告示する。

令和5年4月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 名称
下物町内会
- 2 変更があった事項
代表者の氏名および住所
田中 進
草津市下物町574番地1
- 3 変更日
令和5年4月1日

（令和5年4月1日掲示済み）

草津市告示第139号

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定

する。

令和5年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者
支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援
事業実施要綱（令和2年草津市告示第327号）の一部
を次のように改正する。

第5条第2項中「10回」を「12回」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年4月1日揭示済み）

公 告

公 告

草津市森林整備計画の公表について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項
の規定により、草津市森林整備計画（計画期間令和5
年4月1日から令和15年3月31日まで）を立てたの
で、同条第10項の規定により公表する。

令和5年3月20日

草津市長 橋 川 涉

（令和5年3月20日揭示済み）

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第
18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めた
ので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年3月20日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和5年3月20日から
令和5年4月20日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和5年3月20日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和5年3月23日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市山科区東野北井ノ上町6番 地の20 中野製薬株式会社 代表取締役 中野 耕太郎	草津市南山田町字葎ヶ町1番 外1筆	17,146.00㎡	R5.3.23	1656

(令和5年3月23日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和5年3月24日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市西矢倉三丁目6番10-1号 高岡 清彦	草津市追分南六丁目1602番の 一部 外4筆	2,617.64㎡	R5.3.24	1657

(令和5年3月24日揭示済み)

議会規則

草津市議会事務局事務分掌規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市議会議長 中 嶋 昭 雄

草津市議会規則第1号

草津市議会事務局事務分掌規則の一部を改正す
る規則

第1条 草津市議会事務局事務分掌規則（昭和36年草
津市議会規則第4号）の一部を次のように改正す
る。

第3条第1項中第12号を第13号とし、第8号から
第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の
1号を加える。

(8) 主幹

第4条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の
1号を加える。

(16) 議会の個人情報の保護に関すること

第2条 草津市議会事務局事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済み)

議会規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公表する。

令和5年3月31日

草津市議会議長 中 嶋 昭 雄

草津市議会規程第1号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定

まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化

オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋または掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。

- (4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失もしくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、または発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
- (5) その他参考となる事項（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含

む。)

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成および公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、またはその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲

げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員または当該職員であつた者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者またはアに掲げる者の被扶養者または遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項または第39条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所

または居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、または提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この項および次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項または第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、または提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 (2) 事務所における開示を実施することができる

日、時間および場所ならびに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数および送付に要する費用

- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
 （開示決定通知書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第2号）とする。

- 2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）とする。
 （開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。
 （開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。
 （第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第7号）とする。

- 3 条例第27条第1項または第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第8号）とする。

- 4 議長は、条例第27条第1項または第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
 (2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
 (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別およびその理由